

# I 序論

## 計画の基本的事項

### 1. 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月に施行された改正教育基本法では、地方公共団体は教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと定められています。

軽米町教育委員会では、これまで平成 25 年 3 月に、平成 29 年度を目標年次とした軽米町教育振興基本計画を策定し、各般にわたる教育行政施策を推進してきたところです。

今回策定する基本計画では、これまで進められてきた諸施策を踏まえ、この間の社会の変化に対応しながら、今後の本町教育の振興方向と基本的な教育行政施策を明らかにするものです。

#### 教育基本法

第 17 条 政府は、教育の進行に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の進行に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 2. 計画の性格

この計画は、本町教育行政の基本的な方向を示すもので、掲げられた施策は、軽米町総合発展計画や他の分野別基本計画との整合性を確保しながら推進するものです。

また、具体的に推進する過程で社会情勢や教育行政の変化に対応して弾力的に運用することとします。

この計画で示す方向や施策については、町民の理解と協力、さらには積極的な参画を求め、国や県に対しては必要な支援、協力を要請するものです。

### 3. 計画の期間

この計画は、平成 30 年度を初年度とし、平成 34 年度を目標年次とする 5 カ年計画とします。

### 4. 計画の構成

この計画は、「基本計画」（総論、各論）及び「実施計画」で構成します。

- (1) 総論においては、教育を取り巻く社会の変化と平成 30 年度から今後 5 年間の展望した本町教育の振興方向及び施策体系を明らかにします。
- (2) 各論においては、総論に基づき、教育振興の基本的方針を実現するための施策の方向を明らかにします。
- (3) 「実施計画」では、「基本計画」の実効性を確保するため、具体的な事業計画を明らかにします。

なお、この間において、国、県の施策や社会情勢の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。